

利益相反管理方針の概要

百五証券（以下、「当社」といいます。）または当社のグループ会社（以下、当社とあわせて「当社等」といいます。）は、お客さまの利益を不当に害することのないよう利益相反管理方針（以下、「方針」といいます。）を定め、利益相反のおそれのある取引を適切に管理し、業務を遂行いたします。また当社等は、お客さまの利益を直接的に害するおそれ以外にも、当社等の社会的評価または金融市場における信用が傷つくことのないよう経営管理に努めてまいります。

以下に方針の概要を公表いたします。

1 利益相反とは

「利益相反」とは、お客さまの利益と当社等の利益が対立している状況、または当社等が義務を負っているお客さま同士の利益が競合・対立する状況等をいいます。

当社等は、利益相反のおそれのある取引を適切に特定し、当社等が行う取引にともない、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、万全をつくしてまいります。

2 利益相反のおそれのある取引の類型

当社等は、利益相反の状況を下記に掲げる類型により分類し、利益相反のおそれのある取引を効率的かつもれがないよう管理いたします。

- (1) 自己取引型 「当社等がお客さまの代理人となっている場合において、当社等がその取引の相手方となる行為およびこれに類するもの」
- (2) 双方代理型 「当社等が当事者双方の代理人となる行為およびこれに類するもの」
- (3) 競合取引型 「お客さまと当社等、またはお客さま間で競合関係がある場合において、不当に一方の利益を優先する行為およびこれに類するもの」
- (4) 情報利用型 「不正に内部情報を利用する行為およびこれに類するもの」

3 利益相反管理体制

当社は、利益相反の管理を統括する部署をコンプライアンス部とし、コンプライアンス部長を「利益相反管理統括責任者」として、利益相反のおそれのある取引を一元的に管理いたします。「利益相反管理統括責任者」は、利益相反管理について役職員等に対し周知・徹底をはかり、当社のグループ各社と連携しつつ適切な利益相反管理に必要な体制を整備し、これを定期的に検証いたします。

また、当社は本社各部・営業部店に「利益相反管理者」を設置し、利益相反管理の適切な対応に努めてまいります。

4 利益相反の管理方法

当社等は、対象となる取引を、次に掲げる方法、またはそれらを組み合わせることにより適切に管理し、お客さまの利益を不当に害することがないように取り組んでまいります。

- (1) 利益相反のおそれのある取引を行う部門間を分離し、情報を遮断する方法
- (2) 利益相反のおそれのある取引の一方または双方の条件または方法を変更する方法
- (3) 利益相反のおそれのある取引の一方を中止する方法
- (4) 利益相反のおそれがあることをお客さまに開示する方法
- (5) 情報を共有する者を監視する方法
- (6) その他の方法

5 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となる会社は、当社およびグループ会社の株式会社百五銀行です。

お取引につきまして、お気づきの点やご要望がございましたら、お取引店または下記までご連絡ください。

【百五証券お客さま相談窓口】

電話番号：059-222-3610

受付時間：9:00～17:00（休業日を除く。）

以上